

# 令和 4 年第 4 回区議会定例会

## 議案説明資料 (追加提案分②)

※議案第76号については資料なし

(議案第70号)

## 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

本年10月11日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を896円、率で0.24%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.55月とした上で、令和5年度以降、期末手当については、3月に支給しないこととするものであった。

区では、こうした状況を踏まえて、本年10月31日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等について、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同年11月18日に答申がなされた。

答申の内容は、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告等の内容等を総合的に勘案した結果、区長等の給料月額及び議員報酬月額については、職員の給料月額の改定が初任給及び若年層に限定されていることから、改定は行わず、期末手当の支給月数を0.1月引き上げることが妥当である、とするものである。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の期末手当を答申どおり改定することとした。

このことに伴い、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する4件の条例の改正を条建てで行うとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、8条建てとする。

### <改正の概要>

区長、副区長、区議会議員、教育長及び常勤の監査委員の期末手当は、3月に支給しないこととするとともに、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、年間の支給月数を4.03月とし、区議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、年間の支給月数を

3. 78月とする。(杉並区長等の給与等に関する条例第5条、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第8条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第8条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第4条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条による改正は令和5年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 第1条、第3条、第5条及び第7条による改正後の規定は、令和4年12月1日から適用する。(附則第2項)
- 3 必要な経過措置を定める。(附則第3項)

**【問合せ先】**

人事課

(議案第 7 1 号)

## 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

本年 1 0 月 1 1 日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を 8 9 6 円、率で 0 . 2 4 % 下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0 . 1 月引き上げ、4 . 5 5 月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとするものである。また、期末手当については、令和 5 年度以降、3 月に支給しないこととされた。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、本区においても、職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2 条建てとする。

### <改正の概要>

- 1 期末手当は、3 月に支給しないこととする。(第 2 9 条)
- 2 職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を 0 . 1 月引き上げ、年間の特別給を 4 . 5 5 月とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を 0 . 0 5 月引き上げ、2 . 4 月とする。(第 3 0 条)
- 3 行政職給料表及び医療職給料表を改定し、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。(別表第 1 及び別表第 2)

### <実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第 2 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)

- 2 第1条による改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。（附則第2項）
- 3 必要な経過措置を定める。（附則第3項及び第4項）

**【問合せ先】**

人事課

(議案第 7 2 号)

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員との権衡等を踏まえて定めることが適当であるとされているところ、特別区においては、常勤職員と同じ支給月数の期末手当を支給することとしている。

本年 10 月 11 日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、勧告の内容は、期末手当は、3 月に支給しないこととするものであった。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとし、会計年度任用職員の期末手当についても、常勤職員と同様に 3 月に支給しないこととした。

このことに伴い、本区においても、会計年度任用職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

期末手当は、3 月に支給しないこととする。(第 16 条及び第 30 条)

<実施の時期>

令和 5 年 4 月 1 日

【問合せ先】

人事課

(議案第 73 号)

## 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

本年 10 月 11 日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を 896 円、率で 0.24% 下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引き上げ、4.55 月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとするものである。また、期末手当については、令和 5 年度以降、3 月に支給しないこととされた。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、一般の職員の給与改定と同様に、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2 条建てとする。

### <改正の概要>

- 1 期末手当は、3 月に支給しないこととする。(第 27 条)
- 2 職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を 0.1 月引き上げ、年間の特別給を 4.55 月とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を 0.05 月引き上げ、2.4 月とする。(第 30 条)
- 3 幼稚園教育職員給料表を改定し、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。(別表第 1)

### <実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第 2 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)



- 2 第1条による改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。（附則第2項）
- 3 必要な経過措置を定める。（附則第3項及び第4項）

**【問合せ先】**

庶務課

(議案第74号)

## 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」では、職員の勤勉手当を引き上げるとともに、令和5年度以降、期末手当については、3月に支給しないこととしている。

また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるとされたところである。

東京都の教育職員の給与については、本年10月12日に、東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われ、その内容は、職員の給与が民間従業員の給与を828円、率で0.20%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定することとするものであった。

区では、これらのことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

### <改正の概要>

- 1 期末手当は、3月に支給しないこととする。(第29条)
- 2 職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.1月引き上げ、年間の特別給を4.55月とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.05月引き上げ、2.4月とする。(第32条)
- 3 学校教育職員給料表を改定し、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。(別表第2)

### <実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第2条による期末手当及び勤勉手当に係

る改正は令和5年4月1日から施行する。（附則第1項）

2 第1条による改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。（附則第2項）

3 必要な経過措置を定める。（附則第3項及び第4項）

**【問合せ先】**

庶務課

(議案第75号)

令和4年度杉並区一般会計補正予算(第8号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、新たな事情や緊急性の観点から計上するものです。

**【概要】**

補正事業 2事業 392,312千円

**【歳出予算】**

○介護保険事業者支援 310,224千円  
○障害者の入所・通所施設の運営助成 82,088千円

**【歳入予算】**

○都支出金 388,611千円  
(うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 350,080千円)  
○特別区税(財源保留) 3,701千円